

# 令和4年度 第2回兵庫県スポーツ推進審議会

と き:令和5年3月3日(金)10:30~12:00  
ところ:兵庫県民会館7F 「鶴」

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員・幹事紹介
- 4 令和4年度第1回スポーツ推進審議会の議事録の報告
- 5 審議事項  
令和5年度スポーツ振興団体に交付する補助金について
- 6 報告事項
  - (1) 第2期兵庫県スポーツ推進計画の令和5年度実施計画について
  - (2) 令和5年度の主要事業について
    - ・スポーツ振興課
    - ・体育保健課
    - ・ユニバーサル推進課
  - (3) スポーツ行政の移管について
- 7 その他
- 8 閉会

# 令和4年度第2回スポーツ推進審議会 座席図

県民会館「鶴」

出入口

山口 泰雄 会長  
神戸大学大学院名誉教授  
流通科学大学特任教授

長ヶ原 誠 委員  
神戸大学大学院  
教授

倉 真智子 委員  
神戸松蔭女子学院  
大学教授

鷗木 千加子 委員  
甲南大学  
教授

恒木 克仁 委員  
兵庫県スポーツ  
推進委員会会長

三上 善子 委員  
ひょうご障害者スポーツ  
指導者協議会 理事

山根 尚 委員  
兵庫県高等学校  
体育連盟 会長

榎並 由美 委員  
ひょうご女性  
スポーツの会 副幹事長

リモート参加

陳 友昱 委員  
(株)神戸新聞社  
但馬総局 総局長

出入口

土井  
副課長

柏木  
主幹

榎木

蓬野

田中  
スポーツ  
振興課長

稲次  
教育次長

上田  
ユニバーサル  
推進課長

北中  
体育保健  
課長

織邊  
スポーツ振興課  
マラソン担当官

八瀬  
県スポーツ協会  
事務局長

傍聴席(5席)

随席(2席)

## スポーツ推進審議会委員出席者名簿

(任期：令和3年7月1日～令和5年6月30日)

	分野	氏名	所属・役職名等	出欠
1	スポーツ社会学	山口 泰雄	神戸大学大学院名誉教授 流通科学大学特任教授	○
2	スポーツ科学	長ヶ原 誠	神戸大学大学院教授	○
3	食育・栄養学	平野 直美	神戸女子短期大学教授	欠
4	こども発達学	倉 真智子	神戸松蔭女子学院大学教授	○
5	医科学	吉矢 晋一	西宮回生病院整形外科センター顧問	欠
6	コーチ学	鷗木 千加子	甲南大学教授	○
7	スポーツ 関係団体	尾山 基	(公財)兵庫県スポーツ協会副会長	欠
8		恒木 克仁	兵庫県スポーツ推進委員会会長	○
9	競技種目団体	小林 芳子	日本スケート連盟強化副部長	欠
10	障害者 スポーツ全般	三上 善子	ひょうご障害者スポーツ指導者協議会理事	○
11	高等学校 スポーツ関係	山根 尚	兵庫県高等学校体育連盟会長	○
12	中学校 スポーツ関係	角南 寛	兵庫県中学校体育連盟会長	欠
13	報道	陳 友昱	神戸新聞社運動部長	○
14	公募委員	榎並 由美	ひょうご女性スポーツの会副幹事長	○
15		石角 洋子	保護者(スポーツ指導者)	○

## 兵庫県スポーツ推進審議会幹事・陪席者 名簿

(委嘱期間:令和3年7月1日～令和5年6月30日) ※印の幹事・陪席のみ出席とさせていただきます。

	氏 名	役 職 名
1	飯塚 知香子	総務部 教育課長
2	寺田 隆裕	県民生活部 男女青少年課長
3	稲岡 由美子	保健医療部 健康増進課長
4	※上田 真也	福祉部 ユニバーサル推進課長
5	吉田 克也	教育委員会事務局 部参事兼総務課長
6	近藤 巧	教育委員会事務局 財務課長
7	大久保 拓哉	教育委員会事務局 義務教育課長
8	近都 勝豊	教育委員会事務局 特別支援教育課長
9	新谷 浩一	教育委員会事務局 高校教育課長
10	杉谷 康志	教育委員会事務局 社会教育課長
11	※北中 睦雄	教育委員会事務局 体育保健課長
12	※田中 正晴	教育委員会事務局 スポーツ振興課長

	氏 名	役 職 名
陪席	※八瀬 英夫	(公財) 兵庫県スポーツ協会 事務局長
陪席	※織邊 剛	教育委員会事務局 スポーツ振興課マラソン官

兵庫県スポーツ推進審議会条例

昭和 37 年 4 月 1 日

条例第 21 号

改正 平成 20 年 3 月 24 日条例第 30 号

平成 23 年 10 月 7 日条例第 41 号

兵庫県スポーツ振興審議会条例をここに公布する。

兵庫県スポーツ推進審議会条例

題名改正〔平成 23 年条例 41 号〕

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 31 条の規定に基づき、兵庫県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

全部改正〔平成 23 年条例 41 号〕

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第 10 条第 1 項の規定によるスポーツ推進計画の策定に関する事項
- (2) 法第 35 条の規定によるスポーツ団体に対する補助金の交付に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関する重要事項

追加〔平成 23 年条例 41 号〕

(定数)

第 3 条 委員の定数は、15 人とする。

一部改正〔平成 23 年条例 41 号〕

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成 23 年条例 41 号〕

(補則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

一部改正〔平成 23 年条例 41 号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関設置条例の一部改正)

2 附属機関設置条例（昭和 36 年兵庫県条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）によるスポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議に関する事務
-----------	---

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 41 号から第 42 号の 2 までを次のように改める。

(41)から(42)の 2 まで 削除

第 1 条第 77 号の次に次の 1 号を加える。

(77)の 2 スポーツ推進審議会

別表第 1 スポーツ振興審議会の項を削り、同表人と自然の博物館協議会の項の次に次のように加える。

スポーツ推進審議会	委員	日 額	12,500 円
-----------	----	-----	----------

別表第 2 スポーツ振興審議会の委員の項を削り、同表人と自然の博物館協議会の委員の項の次に次のように加える。

スポーツ推進審議会の委員	職員旅費条例中 8 級の職務にある者相当額
--------------	-----------------------

## 兵庫県スポーツ推進審議会規則

昭和 37 年 4 月 1 日  
教育委員会規則第 7 号

改正 昭和 40 年 6 月 1 日教育委員会規則第 9 号 昭和 42 年 8 月 18 日教育委員会規則第 10 号  
昭和 47 年 4 月 1 日教育委員会規則第 26 号 昭和 58 年 4 月 1 日教育委員会規則第 9 号  
平成 23 年 10 月 7 日教育委員会規則第 12 号

兵庫県スポーツ振興審議会規則をここに公布する。

兵庫県スポーツ推進審議会規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、[兵庫県スポーツ推進審議会条例\(昭和 37 年兵庫県条例第 21 号\)第 5 条](#)に基づき、兵庫県スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長)

**第 2 条** 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長の任期は、委員としての任期とする。

(会長の職務及びその代理)

**第 3 条** 会長は、審議会の会務を総理する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第 4 条** 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、在任委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決をすることができない。

(幹事)

**第 5 条** 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、兵庫県教育委員会事務局職員又は関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 幹事は、会長の命を受け調査審議について委員を助ける。

(補則)

**第 6 条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 40 年 6 月 1 日教育委員会規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 40 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 42 年 8 月 18 日教育委員会規則第 10 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 42 年 8 月 18 日から施行する。

附 則(昭和 47 年 4 月 1 日教育委員会規則第 26 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 58 年 4 月 1 日教育委員会規則第 9 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 10 月 7 日教育委員会規則第 12 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に兵庫県スポーツ振興審議会の委員に委嘱されている者は、兵庫県スポーツ推進審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委員の任期は、兵庫県スポーツ振興審議会の委員として委嘱された日から起算する。

(兵庫県教育委員会行政組織規則の一部改正)

- 3 兵庫県教育委員会行政組織規則(昭和 58 年兵庫県教育委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

# 令和4年度第1回兵庫県スポーツ推進審議会 議事録

- 1 期日・場所 令和4年9月5日(月) 10:30~12:00  
兵庫県民会館 「亀」  
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16-3
- 2 出席者  
(委員10名) 山口委員 長ヶ原委員 倉委員 吉矢委員  
恒木委員 小林委員 三上委員 山根委員  
陳委員 榎並委員
- 欠席：平野委員 嶋木委員 尾山委員 角南委員 石角委員
- (幹事3名) 上田幹事(ユニバーサル推進課長)  
北中幹事(体育保健課長)  
田中幹事(スポーツ振興課長)
- (陪席2名) 八瀬兵庫県スポーツ協会事務局長  
織邊スポーツ振興課マラソン担当官
- (教育委員会) 稲次教育次長
- (事務局) 土井副課長 柏木主幹  
榎木指導主事 蓬野指導主事
- 3 開会あいさつ 稲次教育次長
- 4 委員・幹事紹介 出席者名簿にて紹介
- 5 会長あいさつ 山口会長
- 6 前回議事録の報告 令和3年度第3回兵庫県スポーツ推進審議会の報告事項と審議事項の議事録について事務局より説明し、承認を受けた。
- 7 署名委員の指名 署名委員は、山根委員、榎並委員に決定
- 8 報告事項
- (1) 第2期兵庫県スポーツ推進計画と令和4年度実施計画について  
スポーツ振興課長が説明した。
- (2) 令和4年度主要事業について
- ① スポーツ振興課に関する主要事業について、スポーツ振興課長が説明した。  
② 神戸マラソンについて、スポーツ振興課マラソン担当官が説明した。  
③ 体育保健課に関する主要事業について、体育保健課長が説明した。  
④ ユニバーサル推進課に関する主要事業について、ユニバーサル推進課長が説明した。
- (3) 令和4年度スポーツ振興団体に交付する補助金の状況について  
スポーツ振興課副課長が説明した。

## ■ 委員の主な意見及び事務局の説明

### <第2期兵庫県スポーツ推進計画と令和4年度実施計画について>

#### 【長ヶ原委員】

- ユースと過去1年間のスポーツの観戦者の割合の2点について、調査を行うのか。また、毎年調査を行うのか。

#### 【事務局】

- 兵庫県の「兵庫のゆたかさ指標」の調査項目に入れて、数値を毎年検証していくことを考えている。今年度は9月に実施を予定している。

#### 【山根委員】

- 総括指標の「運動・スポーツが好きな子ども」の増加について、そもそも兵庫県は全国に比べると高い水準にある。それをさらに上げていくことは、大きな効果が期待できると感じている。また、運動部の加入率も全国平均よりも高い。

#### 【山口会長】

- もともと兵庫県は「運動・スポーツが好きな子ども」の割合は高い水準にあるが、体力テストの結果は、中学・高校ともに全国よりも低い。この総括指標は、兵庫県のオリジナルで、まずは子ども達に、運動やスポーツを好きになってもらい、増やすことが大切である。

#### 【陳委員】

- 「障害者スポーツの参画人口の拡大」に関して、神戸市の新しいスポーツ施設では、ユニバーサルデザイン等、参加しやすい環境となっている。県も参加しやすい環境づくりに配慮していかなければならないと思う。

#### 【三上委員】

- 東播磨地域においても、新しい障害者向けの施設はできないのが現状である。障害者スポーツに対する理解も進んでいない現状もある。しかし、パラスポーツは地域で確実に体験希望が増えている。また、兵庫県障害者スポーツ協会主催のセミナーを県内12か所で県内のスポーツ推進委員を対象に開催することを決定されており、大変画期的な事業であり、今後行政との連携に期待したい。

#### 【山口会長】

- 兵庫県では、今回の推進計画策定にご助力いただいた増田委員が、兵庫県障害者スポーツ協会の理事長に就任し、他県と異なり県内の障害者スポーツ団体などのネットワークを構築している。95年の震災の影響で、ハード整備が遅れているので各自治体で取り組んで欲しい。

#### 【倉委員】

- 「運動・スポーツが好きな子ども」の増加を図るという意味では、幼少期の活動の量や多様な動きがベースとなり、動くことが好きになると小学校でも運動を行い、中学校でも続け、それが体力向上につながる。この流れを把握しないといけない。
- 保護者の意識が勝利至上主義になる傾向がある。現に柔道の小学生の個人戦の全国大会が廃止された。スキルや勝利に偏り子どもがスポーツを嫌いになることが起こっている。幼少期は身も心も未熟なので、小学生の低学年までは楽しくやるということに重きを置くことが求められるのではないかと考えている。

#### 【小林委員】

- スポーツを始めるきっかけは、トップ選手への憧れから始まる要因がある。多くの方に愛される選手を育てていくことが子どもたちのスポーツへの興味を広げていく1つの要因になると思う。また、保護者の問題について、経済的なサポートや日常の送迎など、保護者の理解なしでは競技を続けていくことは難しい。一方で、競技力が高いほど保護者との接点が強くなりコーチと齟齬が生じやすい。このことから、フィギュアでは、全国有望新人発掘合宿において、年に1回、保護者に対して、他競技のトップ選手の保護者を講師として招聘し、保護者のサポートの仕方や経験談を聞く機会を設けている。

#### 【榎並委員】

- 現在、中学校部活動の地域移行の問題があるが、中学校にその内容が全く入ってきていない。



ある学校では、子どもの数が減ると教師の数が減り、部活動が成り立たない状態である。指導者の減少が問題で、部活動指導員を増やすことが重要だと思う。

## <令和4年度の主要事業について>

### (1) スポーツ振興課

【山口会長】

- 地域スポーツ活性化支援事業のコンソーシアムについて報告の中で4つ上げられていたが、具体的にどこの市町かお聞きしたい。

【事務局】

- 現在、検討中で取りかかろうとしている市町は西脇市、相生市、新温泉町、丹波篠山市の4市町である。

【山口会長】

- 事業の枠はまだあるので、もっと増えて欲しい。地域スポーツクラブがキーとなってくるとは思うが、法人格の取得や、市町がひとつにまとまるようなことを期待したい。

【恒木委員】

- 姫路市に限らず、スポーツクラブを中心にコンソーシアムの問題は出ているが、姫路市には71のスポーツクラブがあり、なかなか足並みがそろわず、進めるのが難しい状況である。

【山口会長】

- 自治体によっていろいろ違うが、県内で法人格を持っているのが播磨町と加古川市の2つしかない。これを増やしていくことが一番のポイントだと考える。これが、部活動の地域移行にも関連してくる。播磨町のようなモデルが情報として出てくると良い。

【事務局】

- この4月からスタートした登録認証制度に、いくつかのクラブが申請し制度を活用して指導者の資格取得を積極的に取り組んでいる。こういった動きがコンソーシアムへのきっかけになるのではと期待している。

【吉矢委員】

- 神戸マラソンの在り方検討委員会の設置で、ウイズコロナ・アフターコロナの視点からスポーツ観戦の在り方を考えていくことは非常にいいことだと思う。今後、実際にウイズコロナでどのように対応できたか検討し、今後のスポーツの在り方を考える必要がある。

【山口会長】

- 神戸マラソンの、コロナ対策はどうなっているのか。

【神戸マラソン担当官】

- メディカル協議会を設置し、消防局や医師会を中心に医療の逼迫状況を見据えた上で、基本的な対策をしている。また、ランナーに3回目のワクチン接種の推奨や、陰性証明を提示してもらうことで感染者を参加させないようにする等、スタッフの身を守る対策を講じている。

【長ヶ原委員】

- 生涯スポーツのワールドマスターズゲームズが2027年に延期になったが、兵庫県でPRしていただくと盛り上がるので、引き続きお願いしたい。またプロモーションしていく期間が増えたと考え、スポーツの生涯化していく機会にもなる。

### (2) 体育保健課

【山口会長】

- 部活動の地域移行について、スポーツクラブの各競技への調査結果では、受け入れを前向きに考えているのはどれくらいか。

【北中課長】

- 前向きが216競技で、可能であるとの回答と合わせて393競技になる。

【山口会長】

- 前向きに考えているところが多いが、各スポーツクラブで受け入れるのか、1つの市の中で受け入れるのかという調査には至っていない。各市町の推進会議の設置状況について伺いたい。

【北中課長】

- 名前はそれぞれ違うが、現在 22 の市町に既に設置されている。最終的にすべての市町に設置し、コーディネーターを県と市町に置くということになっているので、実際にどのように兼ね備えてマッチングするのか、また、マッチングするための情報源を効率的に伝えるための作業が必要だと考えている。

【陳委員】

- 人口の少ない地域と神戸市や姫路市のように人口が多いところとでは抱える問題も様々である。部活動は、勝ち負けではなくて、社会生活を養っていくという部分もあるなか、果たして地域移行がなじむのは、なかなか難しいのではないかと思われる。

【北中課長】

- 地域移行については出来るところから、移行していく。指導者についても学校の先生の兼職兼業という制度がある。今後は各市町と情報共有しながら実態調査を行い、いろいろなチャンネルを使って受け入れ団体や指導者の確保に努めていきたい。

【山口会長】

- 3年後は出来るだけ早期に教員の負担を減らすという方向性は確定しているので、まず段階的に3年間で週末だけ行い、その後は地域スポーツクラブでという方向性はようやく見えてきた。

【吉矢委員】

- 安全管理という面で、責任が地域のスポーツ団体や地域に移る。熱中症の問題などの安全対策も団体等が責任を負うということを前提に、団体の選択をする必要がある。

【北中課長】

- 学校と受け入れ団体の両方とも、どのステージにおいても安全に留意し、教育活動としてやっている。学校教育、社会教育があるとすれば、両方とも教育観念を持った指導が、当然引き継がれるものと考えている。

【恒木委員】

- 17年に話が出て、5年かかって今の状況である。姫路市のスポーツ協会の理事会でも話題になったが、中体連も何も聞かされていない状況である。このことに関してもっと早く説明をして欲しい。

【北中課長】

- 6月6日に提言が出て、先週概算要求が出たばかりで、全国の教育委員会へもまだ通知がない状況である。ただ、この提言の内容すら広がっていないということは問題であり、県と市町の担当者が情報を共有できるよう取り組む。

(3) ユニバーサル推進課

【三上委員】

- 実施される県主催の事業に関しては障害者に対する合理的配慮がなされている。しかし、地域事業は予算がなく手話通訳者や要約筆記者の方に来ていただくことが難しい状況である。もっと地域に密着した形で予算の方も今後見直していただきたい。

【上田課長】

- 合理的配慮は、平成3年の法改正があったことで公的な機関には義務化されているが、民間の団体はまだ努力義務である。令和6年5月には義務化となるので、それに向けて我々も団体、企業等に対する普及、啓発が必要である。

9 閉会

【署名委員】

榎 並 由 美

山 根 尚

## 令和5年度スポーツ振興団体に交付する補助金の状況について

〔根拠〕 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

兵庫県スポーツ推進審議会条例（平成23年10月7日条例第41号）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(2) 法第35条の規定によるスポーツ団体に対する補助金の交付に関する事項  
(千円)

	スポーツ振興団体名	事業名・事業概要	補助率	R4補助金額	R5補助金額	増減額	所管課
1	公益財団法人兵庫県スポーツ協会	<b>公益財団法人兵庫県スポーツ協会運営費補助</b> 県民の体力の向上、児童・生徒の健全な発育及びスポーツ精神の高揚を図り、もって本県スポーツの振興、健康の増進、文化の高揚及び福祉の増進に寄与することを目的とする当該協会に対し、運営費の一部を補助する。	定額	46,581	60,001	13,420	スポーツ振興課
2	公益財団法人兵庫県スポーツ協会	<b>競技スポーツ振興事業</b> 第2期兵庫県スポーツ推進計画の基本理念のもと、県内スポーツ団体(プロスポーツ団体等)の有する人的財産(トップアスリートやトップコーチ等)を活用して国体選手等の競技力強化を図るほか、子どもの運動・スポーツが好きになる機会の創出を推進し、競技者のすそ野拡大を図ることによって中・長期的な競技力向上に取り組み、次世代を担うジュニアアスリートを育成し、トップアスリート層の拡大を図る。 また、競技団体の提案型による選手の発掘から育成・強化に対して補助することで、次回開催のオリンピックで活躍できる兵庫ゆかりのトップアスリートの輩出をめざす。	定額	203,185	198,317	△4,868	スポーツ振興課
3	公益財団法人兵庫県スポーツ協会	<b>国民体育大会兵庫県選手団派遣事業</b> 国民体育大会の近畿地区の予選会である近畿ブロック大会と本大会に出場する監督・選手派遣費等を補助することにより、本県選手団の活躍を促進し、本県におけるスポーツ振興に大きく寄与することを目的とする。 <b>【国民体育大会】鹿児島県</b> (冬季) 北海道・山形県 ①特別国民大会 (令和5年10月7日～10月17日) ②特別国民体育大会冬季大会 (スケート・アイスホッケー・スキー: 令和6年1月～2月)	定額	50,655	54,284	3,629	スポーツ振興課

	スポーツ 振興団体名	事業名・事業概要	補助 率	R 4 補助 金額	R 5 補助 金額	増減額	所管課
4	公益財団法人 兵庫県スポーツ 協会	<b>特別国民体育大会等近畿ブロック 大会の開催</b> ・日程 本大会 31 競技 6 月～9 月 冬季大会 1 競技 12 月 ・会場 県下 11 市(神戸市、姫路市等) 県外 3 市 1 町 1 郡(京都府亀 岡市等)  (参考) ・本大会開催県 鹿児島県 10 月 ・冬季大会開催県 北海道(スケート・アイスホッケー) 未定 山形県(スキー) 2 月	競 技 団 体 に よ り 異 な る	0	35,000	35,000	スホ <sup>°</sup> ー ツ 振興課
5	公益財団法人 兵庫県スポーツ 協会加盟団 体等	<b>スポーツ大会招致事業</b> <b>(「はばタンスポーツ基金」活用事業)</b> 質の高い競技や演技を観戦する機会 を県民に提供するため、のじぎく国体・ 大会を契機に設置した「はばタンスポ ーツ基金」を活用し、全国、国際規模の 大会等を招致する。 ・助成対象 (公財) 兵庫県スポーツ 協会及び JSPO、JOC に加盟する団体 が主催または主管する国際大会や全 国規模の競技大会等競技の聖地化に 向けて、複数年連続(上限 3 回)に拡 充(現行 1 回) ・助成額 大会運営費(食料費、事 務局運営費、備品購入費等除く)に応 じた助成(1 大会上限 100 万円)	定 額	6,000	6,000	0	スホ <sup>°</sup> ー ツ 振興課
6	ひょうご女性 スポーツの会	<b>「ひょうご女性スポーツの会」運営費 補助</b> 女性のスポーツ環境の向上、女性スポ ーツ人口の増加をめざし、女性の競技 別大会の開催や競技の枠を越えた研修 会に取り組むひょうご女性スポーツの 会の活動を支援する。	定 額	4,500	4,300	△200	スホ <sup>°</sup> ー ツ 振興課
7	公益財団法人 兵庫県障害者 スポーツ協会	<b>はばタン障害者スポーツ振興事業</b> <b>(「はばタンスポーツ基金」活用事業)</b> 障害者スポーツに親しむことができる 参加型イベントや県内各地で地元住民 により開催されるスポーツイベントの 支援等の事業を実施する。	定 額	2,600	2,600	0	ユニバ <sup>°</sup> ー サル推 進課
8	社会福祉法人 兵庫県社会福 祉事業団	<b>西播磨総合リハビリテーションセンタースポ<sup>°</sup>ーツ事業 推進費補助</b> 障害者スポーツの振興及びスポーツを 通じたリハビリテーションの推進を 図るため、西播磨総合リハビリテー ションセンター内の「ふれあいスポ ーツ交流館」において実施するスポ ーツ事業を支援する。	定 額	33,809	36,642	2,833	ユニバ <sup>°</sup> ー サル推 進課
			計	347,330	397,144	49,814	

## 第2期兵庫県スポーツ推進計画の令和5年度実施計画について

政策目標	令和4年度の取組	成果	令和5年度の取組
1. 子ども・ユーススポーツの推進	① 「スポーツ立県ひょうご」創出プロジェクト事業 ② 体育実技指導力向上事業 ③ 体力アップサポーター派遣事業	運動・スポーツが好きな子どもの増加 <b>【R3実績】85.2%→【R4実績】86.3%</b> <b>【R4目標】86.0%</b> <b>【達成率】100.3%</b>	新 幼児の運動習慣づくり推進事業
2. 生涯スポーツの推進	① ひょうご女性スポーツの会の活動支援 ② 関西マスターズゲームズ in HYOGO の開催事業 ③ 第10回神戸マラソンの開催	成人のスポーツ実施率の向上 <全体※不明を含む> <b>【R3実績】63.0%→【R4実績】67.8%</b> <b>【R4目標】64.4%</b> <b>【達成率】105.3%</b>  <男性> <b>【R3実績】66.0%→【R4実績】65.8%</b> <女性> <b>【R3実績】60.0%→【R4実績】69.5%</b>	地域スポーツ活性化支援事業
3. 競技スポーツの推進	① 競技スポーツ振興事業 ② Team HYOGO アスリートキャリアフォーラム	国民体育大会をはじめ国内外の大会で顕著な成績をおさめる兵庫ゆかりの選手の増加 <b>【R1実績】457人→【R4実績】489人</b> <b>【R4目標】462人</b> <b>【達成率】105.8%</b>	競技スポーツ振興事業(スポーツ振興課)
		国民体育大会で入賞(種別)する競技団体数の増加 <b>【R3実績】18団体→【R4実績】21団体</b> <b>【R4目標】20団体</b> <b>【達成率】105.0%</b>	
4. 障害者スポーツの推進	① 障害者のじぎくスポーツ大会の開催 ② 全国障害者スポーツ大会派遣事業・育成事業 ③ 障害者スポーツ出前講座や体験会 ④ パラアスリートの育成事業	障害者の社会参加と県民の障害者への理解を促進	新 ジュニア世代を対象としたパラアスリートとの交流やパラアスリートの発掘・育成支援

## 「第2期兵庫県スポーツ推進計画」の状況について

## 具体的な目標 22 項目の達成状況

具体的な目標令和4年度目標値について達成状況を4段階で評価
◎：目標値を達成100%以上
○：目標値を概ね達成90%以上～100%未満
△：目標値をやや下回った70%以上～90%未満
▲：目標値を下回った70%未満
※：実績値未確定

## 「達成◎」「概ね達成○」した項目 15 項目 93.8%

16 項目中 15 項目で 8 割以上の項目が達成。4 項目は令和 4 年度から調査開始。

項目		R3 実績	R4 目標	R4 実績	R4 達成状況	
運動・スポーツが好きな子どもの増加		85.2%	86.0%	86.3%	<b>100.3%</b>	◎
スポーツや運動を週60分以上実施する児童・生徒の割合の増加	小5男子	91.7%	92.1%	91.7%	99.6%	○
	小5女子	86.2%	86.9%	85.9%	98.8%	○
	中2男子	93.5%	93.8%	93.2%	99.4%	○
	中2女子	81.4%	82.3%	82.3%	<b>100.0%</b>	◎
成人のスポーツ実施率の向上	全体	63.0%	64.4%	67.8%	<b>105.3%</b>	◎
	男性	66.0%	66.8%	65.8%	98.5%	○
	女性	60.0%	62.0%	69.5%	<b>112.1%</b>	◎
国民体育大会をはじめ国内外の大会で顕著な成績をおさめる兵庫ゆかりの選手の増加(※R2, R3 国体等中止)		457人 【R元】	462人	489人	<b>105.8%</b>	◎
国民体育大会で入賞種別する競技団体数の増加		18団体	20団体	21団体	<b>105.0%</b>	◎
公財日本スポーツ協会 公認スポーツ指導者について	指導者の数	1,088人	1,099人	1,130人	<b>102.8%</b>	◎
	女性指導者の割合の増加	22.8%	24.0%	30.8%	<b>128.3%</b>	◎
Team HYOGO アスリートキャリアフォーラム就業支援へ参加する企業数の増加		14社	15社	20社	<b>133.3%</b>	◎
公認障害者スポーツ指導者数の増加		1,290人	1,350人	1,246人	92.3%	○
障害者スポーツ応援協定締結団体数の増加		89団体	90団体	89団体	98.9%	○

## 「達成率がやや下回った△」項目 1項目 6.3%

16項目中1項目が下回った。

項目	R3実績	R4目標	R4実績	達成状況
選手の育成・強化に医・科学スタッフを活用する競技団体数の増加	18団体	22団体	19団体	△86.4%

### 【選手の育成・強化に医・科学スタッフを活用する競技団体数】

陸上、水泳、サッカー、テニス、ボート、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ラグビーフットボール、空手道、トライアスロン、アイスホッケー

## 令和5年6月頃に調査結果がでる項目 2項目

項目	R4目標	R4実績	R5目標	R8目標
障害者スポーツの参画人口の拡大	45,000人	※	48,000人	57,000人
一般競技団体や実業団チームとの交流会開催数の増加	12回	※	13回	16回

## 令和4年度から調査を開始した項目 4項目

項目	R4実績	R5目標	R8目標	考え方
保護者等と一緒に参加できるスポーツイベントを開催する自治体数の増加	26市町	30市町	41市町	R8に全市町（41市町）4年間で15市町
ユース世代中学生・高校生を対象に一貫した育成制度を有する競技団体数の増加	33団体	34団体	37団体	R13に国体競技の全ての競技団体（41団体）を目標
コンソーシアムを組織し、地域スポーツの活性化に取り組む自治体数の増加	1市町	18市町	41市町	R8に全市町（41市町）
過去1年間のスポーツの観戦者の割合の増加	31.9%	32.9%	35.9%	1年間1%上昇を基準 R13に40.9%

### 【保護者等と一緒に参加できるスポーツイベントを開催する自治体】

神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、川西市、猪名川町、加古川市、稲美町、播磨町、西脇市、小野市、加西市、神河町、福崎町、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、佐用町、豊岡市、養父市、香美町、新温泉町、丹波市、南あわじ市

### 【ユース世代中学生・高校生を対象に一貫した育成制度を有する競技団体】

陸上、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、レスリング、セーリング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カー、空手道、なぎなた、ホーリング、ゴルフ、トライアスロン、スケート、アイスホッケー、スキー

### 【コンソーシアムを組織し、地域スポーツの活性化に取り組んでいる自治体】

姫路市

## スポーツ振興課

### 「する・みる・ささえる」スポーツ環境づくりの推進

#### 競技スポーツ・生涯スポーツの推進

##### (1) 重 第2期兵庫県スポーツ推進計画(スポーツ振興課)

「第2期兵庫県スポーツ推進計画」(令和4年3月策定)に基づき、「する・みる・ささえる」スポーツへの参画を通じて、「躍動する兵庫」の実現をめざし、子ども・ユーススポーツ、生涯スポーツ、競技スポーツ、障害者スポーツの推進に取り組む。

##### (2) 地域スポーツ活性化支援事業(スポーツ振興課) 2,000千円

県民全体のスポーツ実施率向上を図るため、市町単位でコンソーシアムの設置を促進し、スポーツイベント開催に要する経費を支援する。

- ・ 補助対象 市町で設置されたコンソーシアム  
コンソーシアム = 市町内の行政を含む、スポーツ団体、大学、民間事業者など複数の団体から成る共同事業体
- ・ 補助金額 100千円
- ・ 補助率 経費の1/2 ※県：市町=1：1
- ・ イベント例 親子等でスポーツ体験会、種目別選手権大会 等

##### (3) 「スポーツ立県ひょうご」創出プロジェクト事業(スポーツ振興課) 2,929千円 【勤労者福祉基金】

「スポーツクラブ21ひょうご」(以下SC21)について、スポーツ大会等を通じてクラブの連携を促進するとともに、活動の活性化等と自立自立に向けた取組を支援し、「スポーツ立県ひょうご」の実現に取り組む。

###### ① スポーツ立県ひょうご推進会議の開催

- ・ 対象 SC21 地区代表者、県スポーツ推進委員会、県スポーツ協会、県障害者スポーツ協会、県レクリエーション協会、ひょうご女性スポーツの会、競技団体、市町スポーツ所管課担当者 等
- ・ 内容 「スポーツ立県ひょうご」の実現に向けた課題共有・情報交換

###### ② 全県スポーツサミットの開催

- ・ 対象 SC21 代表者、市町体育・スポーツ協会代表者、市町行政代表者、地域スポーツ関係者 等
- ・ 内容 情報交換、事例発表 等

###### ③ 「スポーツ立県ひょうご」創出プロジェクト

SC21 が各地域で、だれもが生涯にわたってスポーツを楽しむことができる環境づくりを創出

- ・ 大学や企業と連携したスポーツイベント等の開催



- ・障害者スポーツと連携したスポーツ教室等の開催
- ・親子で行うスポーツ大会やスポーツフェスティバル等の開催

#### (4) 重ひょうご女性スポーツの会の活動支援（スポーツ振興課） 4,300 千円

女性のスポーツ環境の向上、女性指導者の育成、女性スポーツ人口の増加をめざし、女性の競技別大会の開催や競技の枠を越えた研修会に取り組むひょうご女性スポーツの会の活動を支援する。

- ① 総会・総合開会式 講演及び競技別大会総合開会式の開催
- ② 競技別大会 各競技団体による冠称大会の開催
- ③ 女性指導者育成のための研修会への参加
- ④ 京都女性スポーツの会との交流
- ⑤ 女性スポーツ参画促進イベントの開催

#### (5) 競技スポーツ振興事業（スポーツ振興課） 198,317 千円

競技団体との連携のもと、国体選手等の強化や、次世代を担うジュニアアスリートの育成、子どもの運動・スポーツ機会創出等に取り組み、トップアスリート層の拡大を目指す。また、これらの活動を支援する指導者の養成にも取り組む。

#### (6) 新 特別国民体育大会等近畿ブロック大会の開催（スポーツ振興課） 35,000 千円

鹿児島県で行われる国体本大会等に向けた近畿ブロック大会が本県で行われることから、開催に要する経費を支援

- ・ 日 程 本大会 31 競技 6 月～9 月  
冬季大会 1 競技 12 月
- ・ 会 場 県下 11 市(神戸市、姫路市等)  
県外 3 市 1 町 1 郡(京都府亀岡市等)

(参考)

- ・ 本大会開催県 鹿児島県 10 月
- ・ 冬季大会開催県 北海道（スケート・アイスホッケー） 未定  
山形県（スキー） 2 月

#### (7) 神戸マラソン 2023 の開催（スポーツ振興課） 68,883 千円

県民のスポーツ振興を図るとともに阪神・淡路大震災の復興支援への感謝や兵庫・神戸の魅力を国内外に発信するため、「神戸マラソン 2023」を開催する。

- ・ 開催日 令和 5 年 11 月 19 日(日) (予定)  
(11 月 17 日(金)・18 日(土)ランナー受付及びマラソン EXPO)
- ・ コース スタート(神戸市役所前)～折り返し(明石海峡大橋の西方(垂水区西舞子))～フィニッシュ(ポートアイランド(市民広場付近))
- ・ テーマ 「感謝と友情」
- ・ 出走者 約 2 万人

**(8) 拡 スポーツ大会招致事業（スポーツ振興課） 6,000 千円【はばタンスポーツ基金】**

質の高い競技や演技を観戦する機会を県民に提供するため、のじぎく国体・大会を契機に設置した「はばタンスポーツ基金」を活用し、全国、国際規模の大会等を招致する。

- ・ 助成対象 （公財）兵庫県スポーツ協会及び JSP0、JOC に加盟する団体が主催  
または主管する国際大会や全国規模の競技大会等  
競技の聖地化に向けて、複数年連続（上限 3 回）に拡充（現行 1 回）
- ・ 助成額 大会運営費（食料費、事務局運営費、備品購入費等除く）に応じた助成（1 大会上限 100 万円）

**(9) 新 幼児の運動習慣づくり推進事業（スポーツ振興課） 400 千円**

第 2 期スポーツ推進計画に基づき、運動・スポーツが好きな子どもの増加を図るため、幼児期からの運動習慣の基盤づくりに取り組む。令和 5 年度は専門家による推進会議を設置し、課題等の分析を実施するとともに、保護者等への普及・啓発の方策を検討する。

**(10) 関西マスターズゲームズ in HYOGO の開催事業（スポーツ振興課） 6,072 千円**

ワールドマスターズゲームズ 2021 関西を機に醸成してきたスポーツ機運を継続し、さらにすそ野を広げるため関西マスターズゲームズを開催する。

- ① 総合開会式の実施
  - ・ 開催日 令和 5 年 5 月 27 日（土）
  - ・ 場所 ブルボンビーンズドーム（予定）
- ② 県民ふれあい大会の開催
  - ・ 開催日 令和 5 年 11 月 26 日（日）
  - ・ 場所 しあわせの村（予定）
  - ・ 種目 ペタンク等 計 44 種目
- ③ 競技別大会「関西マスターズゲームズ」の開催
  - ・ 時期 令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月
  - ・ 場所 県内各市町
  - ・ 種目 グラウンド・ゴルフ等 計 44 種目（予定）

**(11) ワールドマスターズゲームズの開催準備（スポーツ振興課） 4,964 千円**

2027 年 5 月に開催されるワールドマスターズゲームズ（WMG）について、既存の競技大会に「WMG」の冠を付けて開催し、引き続き大会機運の維持や醸成に取り組む。

■ 「ワールドマスターズゲームズ」の概要

- (1) 主催 （公財）ワールドマスターズゲームズ 2021 関西組織委員会
- (2) 共催 （公財）日本スポーツ協会、（公財）日本パラスポーツ協会
- (3) 開催時期 2027 年 5 月
- (4) 開催場所 兵庫県を含む関西地域
- (5) 開催競技 公式競技 35 競技 59 種目（うち兵庫県開催 11 競技 15 種目）
- (6) 参加者 目標 5 万人（国内 3 万人、国外 2 万人）（概ね 30 歳以上）

## 体育保健課

### 「健やかな体」の育成

#### 体力・運動能力向上の推進

(1) <b>重</b> 「体力アップひょうご」サポート事業（体育保健課）	4,462千円
---------------------------------------	---------

小学生の体力・運動能力の向上に取り組むため、地域の指導者等を活用し、運動への興味・関心を高め、運動習慣の定着等に繋げるとともに、県内児童生徒の体力・運動能力の調査・分析を実施する。

① 「体力アップサポート専門家会議」の設置（年3回）

- ・ 内 容 体力・運動能力の現状及び課題の分析・検討 等

② 体力アップサポーターの派遣

- ・ 派遣校数 約60校
- ・ 派遣者 公立中学校・高等学校の保健体育科教員、民間スポーツクラブの指導者、地域の外部指導者 等
- ・ 派遣回数 1校あたり12回
- ・ 内 容 体育授業及び学校体育活動における専門的な指導  
新体力テスト測定項目（8項目）に関する事前指導（握力、上体起こし、反復横とび等）  
新体力テスト測定項目の児童への指導及び教員の測定支援

③ 「体力アップスクール表彰」の実施

- ・ 体力向上に積極的に取り組み、成果を上げた公立小・中学校を表彰

④ 兵庫県体力・運動能力調査（公立小・中・高等学校）の実施

(2) <b>重</b> 中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備事業（体育保健課・義務教育課）	30,242千円【一部国庫】
--	----------------

① <b>拡</b> 中学校運動部活動の地域移行等に向けた実証事業（体育保健課）	36,500千円【国庫】
--	--------------

国の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の方針を踏まえ、令和5年度においては、部活動の地域移行等に向けた関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施する。

・ 実証事業の実施

関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備を推進  
参加費用負担への支援などを加えた実証事業の実施（5市町）

・ 部活動地域移行推進会議の設置

地域スポーツクラブや文化連盟等の関係団体との連絡調整  
地域連携・地域移行に向けた環境整備のあり方について検討  
連絡協議会での各市町における課題や取組を情報共有

② **重** 中学校部活動指導員配置事業（体育保健課・義務教育課） 30,242千円【一部国庫】

公立中学校の部活動指導を担当する教員の業務負担軽減や、専門的な技術指導を受けられない生徒への指導のため、部活動指導員を配置する。

- ・ 業務内容 部活動の顧問として、単独での指導や大会引率等
- ・ 配置市町 30市町組合
- ・ 負担割合 国1/3、県1/3、市町1/3

(3) **重** 県立学校部活動指導員配置事業（体育保健課） 14,577千円

県立学校の部活動指導を担当する教員の業務負担軽減や、専門的な技術指導を受けられない生徒への指導のため、部活動指導員を配置する。

- ・ 業務内容 部活動の顧問として、単独での指導や大会引率等
- ・ 配置人数 55人/年
- ・ 指導回数 70回/年（週2回：平日1回、休日1回）

### 食育の推進

(1) **重** 学校教育活動全体で行う食育の推進（体育保健課） 508千円

学校給食・食育支援センター等と連携し、学校の教育活動全体を通じた食育や小・中・高の系統立てた食育を実施する。

- ① 教職員研修会の開催（年1回）
- ② 食育実践推進に関する有識者会議の開催（年3回）
  - ・ 構 成 員 学識経験者、学校関係者 等
  - ・ 内 容 教育活動全体を通じて行う食育実践方法の検討・周知 等
- ③ 学校給食衛生管理推進研修会の開催（県内5地区）

(2) 地場産物を活用した学校給食の推進（体育保健課）

学校給食における地産地消の推進、学校給食で県産農畜水産物の活用を図るため、全国学校給食週間を「兵庫のめぐみ学校給食事業」と位置付けるとともに、栄養教諭を対象とした研修を実施する。

- ・ 対 象 栄養教諭
- ・ 内 容 本県の農畜水産業についての理解、農畜水産物の活用の方策

### 健康教育・安全教育の推進

(1) **重** 学校健康教育強化事業（体育保健課） 932千円【一部国庫】

- ① 学校における現代的な健康問題の解決  
アレルギー疾患や心の問題などの児童生徒の心身の健康課題に対応するため、教職員の資質向上等に取り組む。
  - ・ 健康教育研修会の開催  
内 容 心身の健康問題を抱える児童生徒の理解、学校・家庭・地域が連携した支援のあり方 等
  - ・ 学校におけるアレルギー疾患対応マニュアルの周知徹底 等
- ② 薬物乱用防止教育の推進  
学校における薬物乱用防止の教育を実施するため、講師となる教職員等の資質向

上を図るとともに、すべての中学校・高等学校で薬物乱用防止教室を実施する。

- ・ 薬物乱用防止教室の実施  
内 容 薬物乱用の実態や学校における薬物乱用防止教育 等

③ 経験豊富な退職養護教諭等の派遣

心身の健康問題について、特別な配慮や医療機関との連携を必要とする子どもの増加に対応するため、経験豊富な退職養護教諭等を学校へ派遣する。

- ・ 経験豊富な退職養護教諭等の派遣  
派遣人数 7人（希望する県立学校、小・中学校）  
内 容 保健室登校など個別対応が求められる子どもへの対応方法等の助言や関係機関等とのコーディネート 等
- ・ 協議会の開催（年2回）

**(2) がん教育等外部講師連携支援事業（体育保健課）**

**1,000千円**

学校教育全体の中でがん教育をはじめとする学校健康教育について、それぞれの地域の実情に応じた取組を支援するとともに、医師やがん経験者等の外部講師を活用したがん教育等の取組を支援する。

① がん教育に関する協議会の開催（4回）

- ・ 構 成 学識経験者、医師会代表、学校保健関係者、行政関係者
- ・ 内 容 がん教育の計画及び指導、モデル校の取組検証及び次年度計画への反映

② 学校保健関係者に対する研修会の開催（1回）

③ モデル校の設置

- ・ 対 象 6校（小・中・高等学校各2校）
- ・ 内 容 専門家等による講演会、生徒意識調査 等

**(3) 学校安全総合支援事業（体育保健課）**

**2,954千円【国庫】**

児童生徒に安全に対する知識や能力を身につけさせるため、防犯・交通安全などの安全教育に取り組む。

① 学校安全推進のための取組の支援

- ・ 実施箇所 市町立小・中・高・特別支援学校・国立大学附属学校園及び  
県立学校6校
- ・ 内 容 学校安全に関する科学技術等を活用した取組を支援  
学校安全への専門的指導・助言を行うアドバイザーの派遣支援 等

② 研究成果発表会の開催

- ・ 実施回数 各推進校 年1回
- ・ 内 容 学校安全推進に関わる取組の成果発表

③ 学校安全対策合同会議の開催（年2回）

- ・ 内 容 学校安全推進校の取組を県下へ情報共有し、意見交換・協議 等

④ 学校安全教室講習会の開催（年2回）

- ・ 内 容 通学路を含む学校での防犯・交通安全・防災への意識向上

(4) **新** 令和5年度全国学校保健・安全研究大会兵庫大会の開催支援（体育保健育課） 3,000千円

学校保健・学校安全の充実発展に資するため、生涯にわたり心豊かにたくましく生きる子供の育成を目指すための諸課題について研究協議を行う本大会を支援する。

- ・ 日 程 令和5年10月26日、27日
- ・ 会 場 神戸市
- ・ 主 題 生涯を通じて、心豊かにたくましく生きる力を育む健康教育の推進  
～自ら健康課題の解決に取り組み、未来を切り拓く子供の育成～
- ・ 内 容 全体会（開会式、表彰式、講演）、課題別研究協議会

## ユニバーサル推進課

## 全ての人とその能力を発揮して、多様な社会参加ができる社会

文化芸術活動、スポーツ等を通じた、高齢者、障害者及び外国人をはじめ、様々な人との交流の促進

**(1) 兵庫車いすロードレースの開催** [1,009千円]

障害者の社会参加促進とパラスポーツの振興を図るため、車いす走行会とパラスポーツ体験会を複合的に実施

- ・開催場所 県立公園等
- ・開催回数 1回/年(時期未定)
- ・開催内容 車いすロードレース、ユニバーサルリレー、パラスポーツ体験
- ・参加者数 200人

**(2) 障害者のじぎくスポーツ大会の開催** [5,023千円]

障害者スポーツの振興、障害者の社会参加、県民の理解促進を目的として障害者のじぎくスポーツ大会を開催

- ・陸上競技、水泳、卓球、フライングディスク等

**(3) 全国障害者スポーツ大会選手派遣・育成事業** [20,450千円]

特別全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣、選手育成

- ・開催時期 令和5年10月28日(土)～30日(月)
- ・開催場所 鹿児島県

**(4) はばタン障害者スポーツ振興事業** [2,600千円]

障害の有無や程度に関係なく障害者スポーツに親しむことができる参加型イベントや県内各地で地元住民により開催されるスポーツイベントの支援等の事業を実施

**(5) (拡)パラスポーツ拡大推進プロジェクトの展開** [38,856千円]

障害の有無に関わらずともに楽しむことができるスポーツの普及拡大、国際大会等で活躍できるパラアスリートの育成等の取組を推進

神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会を契機として、新たにパラアスリートとの交流やパラスポーツ体験事業、次代を担うパラアスリートの発掘育成の取組を実施

○パラスポーツ普及推進事業

- ・学校、企業、福祉団体等へのパラスポーツ出前講座の実施
- ・新たに、小中学生等を対象としたパラアスリートとの交流・パラスポーツ体験事業を実施

○パラアスリート発掘・育成事業(マルチサポート事業)

- ・専門的指導者の技術指導、栄養学等の講座、一般スポーツ団体との交流等、パラアスリートに対する多面的な支援(マルチサポート事業)を実施
- ・新たに、パラアスリートを目指す小中学生等を対象とした、マルチサポート事業を実施

○パラスポーツ実施環境の整備事業

競技団体の運営及び設立支援、障害者スポーツ推進拠点の活用促進等の実施

## 芸術文化の振興

- 【拡】** ■ 「ひょうごプレミアム芸術デー(無料開放・特別イベント実施等)」の実施 [990万円]  
(ひょうご五国の公立施設で多彩なイベント) [R5.7.11~17(7日間)]  
(障害のある方や子育て中の方等にも配慮し、誰もが楽しめる取組を実施)
- 【新】** ■ 「HYOGOミュージアム魅力発信プロジェクト」の実施 [190万円]  
(大学生等が施設の魅力向上・発信に資する取組を企画・提案)

対象施設：県立美術館、歴史博物館、考古博物館、人と自然の博物館、コウノトリの郷公園、陶芸美術館、横尾美術館

- 【新】** ■ 兵庫の芸術文化を紹介する多言語(英語・中国語・韓国語)ポータルサイト  
(Artistic HYOGO(仮))の構築・コンテンツ作成 [1,000万円]



## スポーツの振興

### スポーツ推進体制の強化

スポーツの持つ多面的な価値を、兵庫県の活性化に最大限活用するため、スポーツ行政を教育委員会から知事部局に移管し、地域や企業、観光、福祉分野などと連携した総合的なスポーツ行政を推進

- 【拡】** ■ 大鳴門橋における自転車道整備等のサイクルツーリズムの推進 [2.0億円]  
(専門家によるコース設定、インバウンド向け旅行社の招聘等)
- 【拡】** ■ 神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会の機運醸成・パラスポーツ振興を推進  
(子どもとパラアスリートとの交流、子ども向けパラスポーツ体験会等の実施) [3,900万円]



【競技会場：ユニバー記念競技場】23



## スポーツ行政の移管について

## 関係法令(抜粋)

## ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(長の職務権限)

第二十二条 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- 一 大学に関すること。
- 二 幼保連携型認定こども園に関すること。
- 三 私立学校に関すること。
- 四 教育財産を取得し、及び処分すること。
- 五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。
- 六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

(職務権限の特例)

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること(第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)
- 二 スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)
- 三 文化に関すること(次号に掲げるものを除く。)
- 四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(教育機関の設置)

第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

(教育機関の所管)

第三十二条 学校その他の教育機関のうち、大学及び幼保連携型認定こども園は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、特定社会教育機関並びに第二十三条第一項第二号から第四号までに掲げる事務のうち同項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされたものみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

( 2 / 2 )

## ○スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

（スポーツ基本計画）

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2・3 （略）

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

## ○兵庫県スポーツ推進審議会規則（昭和37年教育委員会規則第7号）

（趣旨）

第1条 この規則は、兵庫県スポーツ推進審議会条例（昭和37年兵庫県条例第21号）第5条に基づき、兵庫県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長の任期は、委員としての任期とする。

（会長の職務及びその代理）

第3条 会長は、審議会の会務を総理する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、在任委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決をすることができない。

（幹事）

第5条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、兵庫県教育委員会事務局職員又は関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 幹事は、会長の命を受け調査審議について委員を助ける。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

## ○地方自治法（昭和22年法律第67号）

〔委員会・委員及び附属機関の設置〕

第三百八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。